

平成23年5月11日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20730019

研究課題名(和文)

憲法学から見た公益法人制度改革：結社の自由の実効的保障の観点からの検討

研究課題名(英文)

Constitutional analysis of the association system

研究代表者

井上 武史 (INOUE TAKESHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：40432405

研究成果の概要(和文)：本研究では、憲法学の立場から、2006年の公益法人制度改革を取り上げて、その公法的側面の考察を行った。本研究は、私法上の非営利団体制度(NPO制度、非営利法人制度、公益法人制度)が憲法上の「結社の自由」を実効的に保障する法制度であるとの観点に立って、上記改革で新設された「一般社団法人制度」および「公益社団法人制度」に原理的・理論的な考察を行うとともに、制度設計のための視点と論点の提示を行った。

研究成果の概要(英文)： From the constitutional point of view, I gave a consideration to the reform of the association system carried out in 2006. Based on the fact that the association system in private law is related to the freedom of association protected by the constitution, I pointed out the problems and proposed the ideas for the new association system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：憲法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法、結社の自由、公益法人制度改革、非営利団体

1. 研究開始当初の背景

(1) 2006年公益法人制度改革の意義

2006年の公益法人制度改革によって、わが国の非営利法人制度・公益法人制度は、大き

な変貌を遂げた。これにより、従来公益法人制度と中間法人制度が廃止され(整備法)、新たに①一般社団法人・一般財団法人(一般法人法)と②公益社団法人・公益財団法人(公

益認定法) からなる新たな法人制度が設けられた。その中でも本研究が注目するのは、一般法人法によって創設された「一般社団法人制度」である。というのも、剰余金の分配を目的としない非営利団体について、公益性の有無にかかわらず、準則主義(登記のみ)による簡便な法人格取得を認める一般社団法人制度は、非営利団体の活動を支援し促進するという点で、日本国憲法第21条が保障する「結社の自由」を推進する法制度としての意味をもつのではないかと考えられるからである。

(2) 憲法学の対応

ところが、公益法人制度改革論議において、新たな非営利法人制度のあり方や税制上の優遇措置などの問題については、民法・商法や行政法・租税法の立場から多くの議論が交わされたものの、一般社団法人制度の導入にあたって、憲法論の視点からその意義や問題点が論じられることはほとんどなかった。このことは、同じく非営利団体に広く法人格取得の途を開いた1998年の特定非営利活動促進法(いわゆる「NPO法」)および2001年の中間法人法の制定時においてもあてはまる。つまり、これまで憲法学は、非営利法人制度の問題について一貫して無関心であった。

このように、憲法学では結社の自由が非営利法人制度と関連することは、従来ほとんど認識されていない。そこで、本研究が公益法人制度改革を正面から取り上げて、憲法論の視点から本格的に検討を加えることは、これまで憲法学の知らなかった問題領域を新たに切り拓く重要な試みであると考えられる。

2. 研究の目的

本研究の全体構想は、憲法学の観点から非営利団体制を体系化し、わが国において「結社法」という新たな法領域を開拓することである。その問題関心は、「結社の自由」を実

効的に保障するためには、具体的な法制度までを視野に入れる必要があるのではないか、という点にある。

「結社法」の体系は、(I) 結社の内部活動を規律する部分(存立規整法)と(II) 対外関係に関わる部分(活動支援法)から構成されると考えられる。本研究では、公益法人制度改革で創設された新たな非営利法人制度のなかから、とりわけ「結社の自由」とのかかわりが深いと考えられる「一般社団法人」と「公益社団法人」を取り上げて、「結社法」という未成の法領域の一部を構築することが課題となる。

3. 研究の方法

本研究が掲げる「結社法」構想は、フランス公法学から着想を得たものである。フランスでは、結社の自由を一般的に認めた1901年結社法の制定以来、非営利団体制のあり方は、私法上の法人制度としてのみならず、結社の自由にかかわる問題として公法学においても積極的に議論されてきた。したがって、本研究では、比較法研究として、1901年法による結社の自由保障を企図するフランス法のあり方を検討することで、わが国の結社の自由論のあり方に示唆を得るという手法をとる。それは、具体的に以下の2つの点で有益であると考えられるからである。

第1に、結社の自由の具体的な保障内容を示してくれることである。フランスにおいて「結社の自由」の観念は、1901年法が創設した結社制度の解釈と運用によって形成されてきた。このような法制度レベルでの具体的な議論が活発に展開されてきたことにより、フランス公法学では実に豊かな結社の自由論が展開されている。

第2は、結社の自由保障における私法上の法人制度の重要性を示してくれることである。

フランスでは「結社の自由」の観念が私法上の具体的な法人制度を基礎として形成されてきており、公法学での結社の自由論と私法上の非営利団体論とは密接に関連している。実際、フランスでは既に「非営利団体法（結社法）」という体系書が存在しており、同分野が公法・私法に関わる独自の学問領域として確立している。これは、本研究の目的でもある「結社法」構想に適合するものであり、ここにもフランス法を参照するメリットがある。

4. 研究成果

本研究の成果は、その内容に応じていくつかに分けることができる。以下ではそれぞれの内容について記すことにする。

(1) 「結社からの自由」の問題

非営利団体法の当事者である「個人」と「結社」との関係について、フランス非営利団体法を比較対象としつつ、結社の自由論の観点から基礎的・原理的考察を行い(①)、そこで獲得した視点に基づき、わが国の法制度に分析と分析を加えた(②)。

① 第1に、憲法上の結社の自由保障の効果には、個人の「結社からの自由」が含まれるのではないかということである。これは、従来の日本憲法学では必ずしも意識されてこなかった点であるが、憲法が「個人」と「国家」と並び「結社」の存在を承認していること、そして、結社の存在はその構成員たる個人にとって脅威になりうることを考えると、憲法上の「結社の自由」から「結社からの自由」が論理的に導かれるべきである。そして、「結社からの自由」の具体的な内容としては、フランス法からの示唆から、結社の団体的拘束からの個人の解放(脱退の自由の法理)、団体自律権の濫用からの構成員の権利利益の保護(統制処分の法理)があることを指摘した。

② 第2に、「結社からの自由」の考え方は、わが国の実定法にも見られることである。脱退の自由の法理および統制処分の法理は、法律・判例を通じて確立されてきており、今般の公益法人制度改革で成立した一般社団・財団法人法においても規定されている。これらの法理は私人間に妥当するものであることから、従来もっぱら私法の問題としてとらえられてきたが、本研究では、「結社からの自由」の問題として憲法学の側からも検討されるべきことを指摘した。

(2) 「法人格取得権」の問題

フランス法からの知見を参考に、設立された非営利団体が簡便な方法で容易に法人格を取得できることが、憲法21条の結社の自由の保障内容に含まれることを指摘した。まず、日本法分析の視座を獲得するために、フランス法を検討した。そこでは、結社が法律上の能力を取得できることが1901年法で明記されていること(明文化)、学説がそれを「法人格取得権」として位置づけていること(権利化)、1971年の憲法院判決が、法人格取得権に憲法的効力を承認したこと(憲法化)、そして今日、学説がそれに実質的な理由づけを与えている(理論化)が確認された。そのうえで日本法を検討すると、公益法人制度改革で導入された一般社団法人制度は、準則主義(登記)のみによる法人格取得を認めており、これは、結社の自由を具体化する法制度であり、憲法的な意義を有するものであることを指摘した。

(3) 非営利法人・公益法人の活動を支える制度的基盤について

これについては、フランスで2008年に導入された寄附基金法人制度(fonds de dotation)の概要とその意義を検討した。これは、従来

の一般非営利社団 (association) と財団 (foundation) からなる非営利法人制度に追加される新たな法人類型であり、両者の利点を取り込んだ形で非営利団体の財政支援を促進する点で、理論的・実務的に重要な意義を有する。また、「フランスの非営利法人制度比較表」を作成・掲載しており、フランス非営利法人制度の概要とその比較を容易に行えるようにした。

(4) 非営利法人法の各論的研究——政党を素材にして

非営利法人制度の中から、とくに政党に対する公的助成の問題を取り上げて、当該制度が結社の自由の観点からどのように評価されるべきかについて、いくつかの問題提起を行った。この点、政党助成制度は、私的結社としての政党の活動の自由を促進する側面がある一方で、それに伴う様々な義務が結社の自由を侵害する側面を含むことが確認された。さらに、厳格な交付要件は、政党の新規参入を困難にすることから、政党助成を受けられない政党の政治活動を侵害する恐れがあり、それゆえ結社の自由との関係で問題があることを指摘した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

①井上武史、フランスの新たな非営利法人制度——fonds de dotation (寄附基金法人) の創設、岡山大学法学会雑誌、査読無、60巻1号、2010、222—230。

②井上武史、労働組合からの脱退の自由と結社からの自由、査読無、岡山大学法学会雑誌、59巻2号、2009、273—280。

③井上武史、『結社からの自由』の憲法問題——結社の自由原理のもうひとつの側面、査読

無、岡山大学法学会雑誌、58巻4号、2009、429—487。

〔学会発表〕(計1件)

井上武史、功利主義と人権、学際的国際シンポジウム「功利主義の200年」、2009年6月4日、フランス・レンヌ第1大学。

〔図書〕(計2件)

①大石眞・土井真一・毛利透編集代表、成文堂、各国憲法の差異と接点——初宿正典先生還暦記念論文集、2010、720 (611—635)。

②大沢秀介・葛西まゆこ・大林啓吾編著、成文堂、憲法.COM、2010、300 (211—227、245—263)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 武史 (INOUE TAKESHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：40432405

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし